

愛川町個人情報保護条例の一部改正にあたり、パブリック・コメント手続を実施しなかった理由について

(理由)

愛川町個人情報保護条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」であり、パブリック・コメント手続の対象となる条例であります。

しかし、今回の改正は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されたことに伴うものであるため、愛川町自治基本条例第19条第2項第3号の規定に基づき、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、その理由についてお知らせするものです。